

# 日本の「住民総消費」(Total Consumption of the Population) 指標の推計(1)

桂 昭 政

## I はじめに

近年、マクロレベルでの消費指標の分野では国際比較可能性の観点から、また経済的福祉志向 (welfare-oriented) の消費指標として「住民総消費」(Total Consumption of the Population, 以下 TCP と呼ぶ) 指標の研究が活発におこなわれている。TCP 指標はかんたんにいえば、消費指標としてだれが支出したという支出・購入視点よりも家計以外によってたとえば政府が支出・購入したものを含めて家計がどれぐらい財、サービスを消費しているかといった経済的福祉の視点に重点をおいているのである。歴史的にみれば、TCP 指標登場の時代的背景として国家の性格の変容との関連性をも指摘することができよう。アダム・スミスの時代の安価な政府、つまり治安、行政、防衛といった純粋な公共財の提供、つまり共同消費サービスの提供にすぎなかった時代から、現代の「福祉国家」と呼ばれる教育、医療、福祉サービスといった共同消費サービスではなく個別的な性格をもった、つまり個人の経済的福祉を直接的に高めているとみなしうるサービスの提供がウェイトをましているからである。

本稿では、これまでの研究成果をふまえて TCP 指標の意義と、TCP 指標推計の方法論上の問題点を明示し、我国における TCP 指標の推計をおこなうことにしておこう。

## II TCP 指標の意義

TCP 指標が従来のマクロ消費指標と比較してどの点においてすぐれているかを考察するまえに TCP の定義をみておこう。いまから20年前の1963年に Beales と Mód の共著である国連文書 (『The Consumption of the Population in the United Kingdom and Hungary』) にはじめて TCP 指標が登場して以来,<sup>1)</sup> 社会主義国の標準的な国民経済計算体系である MPS<sup>2)</sup> 国連の分布統計<sup>3)</sup> あるいは SNA 補完 (経済福祉) 統計,<sup>4)</sup> 國際比較プロジェクト (ICP) の有力メンバーである Kravis による著書等<sup>5)</sup> で説明がなされてきた。それらの説明において TCP の定義は共通しており、従来の消費指標がとらえていた家計の購入分のほかに、家計以外によって購入された財、サービスの個人消費分を含めているのである。たとえば、国連の分布統計においてつぎのような定義がなされている。「住民総合消費の概念は、政府、非営利団体または企業が無料または低価格で家計に提供し、消費者としての家計に明瞭かつ基本的に便益を与える財貨・サービスの価額を含むものとして定義されている。」<sup>6)</sup>

TCP の定義を視覚化して示せばつぎのごとくになる。

|      | 家計消費支出 | 政府消費支出 | 民間非営利団体消費支出 | 企業支出 | 計                   |
|------|--------|--------|-------------|------|---------------------|
| 個人消費 | ■ A    | ■ B    | ■ D         | ■ F  | T C P<br>(=A+B+D+F) |
| 共同消費 | X      | C      | E           | X    | C + E               |
| 計    | A      | B + C  | D + E       | F    |                     |

1) この指摘はつぎの文献にみられる。L. Drechsler and P. Horváth, Problems of Treatment of Public Expenditures—The Measurement of Total Consumption in Hungary, 1983. (このペーパーは1983年8月にルクセンブルグでひらかれた第18回国際所得国富学会 (IARIW) に提出、報告されたものである)。

2) 参考文献[4]、邦訳『社会労働研究』第23巻第3・4号、pp. 28—29。

この図表を説明すると、縦の列は家計、政府等の各部門の消費支出の大きさをあらわしている。それにたいし横行の「個人消費」は個人が直接える経済的福祉の部分をあらわしており、「共同消費」は社会全体によって享受される便益分をあらわしている。この図表からわかるように TCP は従来の消費指標である家計消費支出部分(A)に政府、民間非営利団体、企業の支出のうちに個人の経済的福祉に寄与する部分である B, D, F を合計した大きさとなり、従来の消費指標に比べて  $B + D + F$  だけ大きいということになる。

それでは本節の中心的テーマである TCP 指標の意義について考えてみよう。TCP 指標が従来の消費指標よりもすぐれていると考えられる点は、(イ) TCP 指標が家計部門の消費量を耐久財からのサービス、主婦の家事労働等の市場外取引を NNW (Net National Welfare)<sup>7)</sup> のごとく帰属計算（擬制評価）して計上するまでにはいたっておらないが、市場取引の範囲内で家計部門の消費量、つまり経済的福祉の大きさを包括的にとらえている、すなわち家計部門以外の消費支出で、家計部門が直接的に経済的福祉を享受している部分を含めて消費量をあらわすことによって従来の家計消費支出よりも経済的福祉の大きさを適切に示している、(ロ)また消費指標の国際比較を可能にしているという点ですぐれている。すなわち資本主義国の標準的な国民経済計算体系である SNA における消費指標と、社会主义国の標準的な国民経済

3) 参考文献[5]、邦訳『季刊国民経済計算』No. 47, pp. 144—145。

4) 参考文献[6]、邦訳『季刊国民経済計算』No. 38, pp. 73—74。

5) 参考文献[3], pp. 27—28, pp. 34—45, p. 186.

6) 参考文献[5]、邦訳『季刊国民経済計算』No. 47, p. 144。

7) GNP 統計が経済的福祉の指標として限界があるというところから我国で経済的福祉の指標として作成されたのが NNW である。経済的福祉の指標としての NNW は、経済的福祉の内容を消費量としてとらえ、つぎのような要素からなるものとしてとらえている。①家計消費支出から経済的福祉とむすびつかないとされる通勤費等を控除した「NNW 個人消費」、②政府消費支出から行政費、警察費等を控除した「NNW 政府消費」、③「政府資本財サービス」、④「個人耐久消費財サービス」⑤「余暇時間」⑥「市場外活動」⑦「環境維持経費」⑧「環境汚染」⑨「都市化に伴う損失」、なお⑦～⑨はマイナス項目であり、③～⑨は市場取引ではないので帰属計算によって擬制評価がおこなわれる（参考文献[8]、p. 6.）

計算体系である MPS の消費指標を比較することは消費指標の定義が相異なるので不可能であったが、TCP 指標を採用することによってその問題は解決される。それのみならず資本主義国どうしの比較においても、たとえ家計部門が同一サービスを享受したとしても制度上の相異によって一方の国では家計消費支出となり、他の国では政府消費支出となるということがありうるので家計部門の消費量をストレートに比較することは困難であった。この点も TCP 指標をもちいることによって困難は解消される。

以下、これらの点について具体的にみていく。

(イ)まず、TCP 指標が従来の消費指標、つまり家計消費支出よりも市場取引の範囲内ではあるが家計部門の経済的福祉（消費量）を適切に表示しているという点からみていく。経済的福祉をあらわす消費指標を考慮するならば、それは NNW にみられるごとく、消費の大きさとして支出・購入した消費部分だけではなく、そのような市場取引が成立しておらない耐久財からのサービス、主婦の家事労働等の市場外取引の消費部分をも考慮した消費内容となるであろうし、本来的に消費の大きさを考えるならば、そのような非市場取引を擬制評価して計上するのが当然であろう。しかし、ここで展開する TCP 指標は NNW タイプの消費指標ではなく、すなわち市場取引に限定した消費指標である。

それでは現行の消費指標である家計消費支出も市場取引に限定しており、TCP 指標は経済的福祉の表示において家計消費支出よりもすぐれているといいうのは具体的にどのようなことをさすのであろうか。医療サービスの例でかんがえてみよう。たとえば国立病院で10の医療サービスをうけたとする。この場合、政府の医療サービスは一般に SNA でいわれる非商品販売に相当する、つまり生産コストを償うにたりない価格で販売されると考えられるので非商品販売、逆にいえば家計が支払う大きさは医療サービスコスト（=産出）10以下であり、たとえば 6 とすれば SNA の方法論にもとづいて家計消費支出 6、政府消費支出 4 となる。ところで家計部門は医療サービス10を消

費したにもかかわらず、現行の消費指標では家計部門は家計消費支出の 6 となる。つまり現実の医療サービス消費の 6 割しかあらわしていないことになる。それに対し、TCP 指標ではさきの定義のごとく家計部門のみならず、家計部門以外によって支出され直接的に個人の経済的福祉に寄与する部分も含むので、個人の経済的福祉に貢献する医療サービスにむけられた政府消費支出 4 と家計消費支出 6 の合計 10、それゆえ TCP は 10 となり医療サービスの消費量と合致することになる。

上述の例から、市場取引の範囲内とはいえ、どちらが消費量、つまり経済的福祉をよりよく反映しているかは自明であろう。消費量 10 に対して現行の消費指標は 6 と表現し、それに対し TCP 指標は 10 と表現する。このように NNW とはことなり市場取引に限定しているとはいえ、TCP 指標は経済的福祉を適切に表現しているのである。

たしかに最初にのべたごとく消費量の計測ということになれば非市場取引部分も考慮するのが当然であるが、非市場取引であるがゆえに市場価格で評価できる市場取引と違って評価がむづかしく、非市場取引の大きさの帰属計算（擬制評価）をおこなえば、その結果数字が恣意的になるという場合がでてこよう。理想をいえば非市場取引を含む消費量がベストであるが、評価の問題を考慮すると TCP 指標が現実の消費指標よりもよりよく消費量を反映することから経済的福祉を反映する最善の指標といえるのではなかろうか。

(ロ)つぎにマクロの消費指標の国際比較においても TCP 指標がすぐれていることを具体的に示そう。そのさい TCP 指標は資本主義国と社会主義国との比較においてのみならず、資本主義国間の比較においても有効であることを、すなわち国際比較可能性をもっていることを以下において考察する。

まず資本主義国どうしの消費指標の比較においても有効であるということで奇異にかんじられるかもしれないが、すなわち資本主義諸国の消費指標の算定において各国が独自の方法にもとづいて求めるのではなくて標準的な、あるいは共通の国民経済計算の方法論 (SNA) にもとづいて消費指標が計算

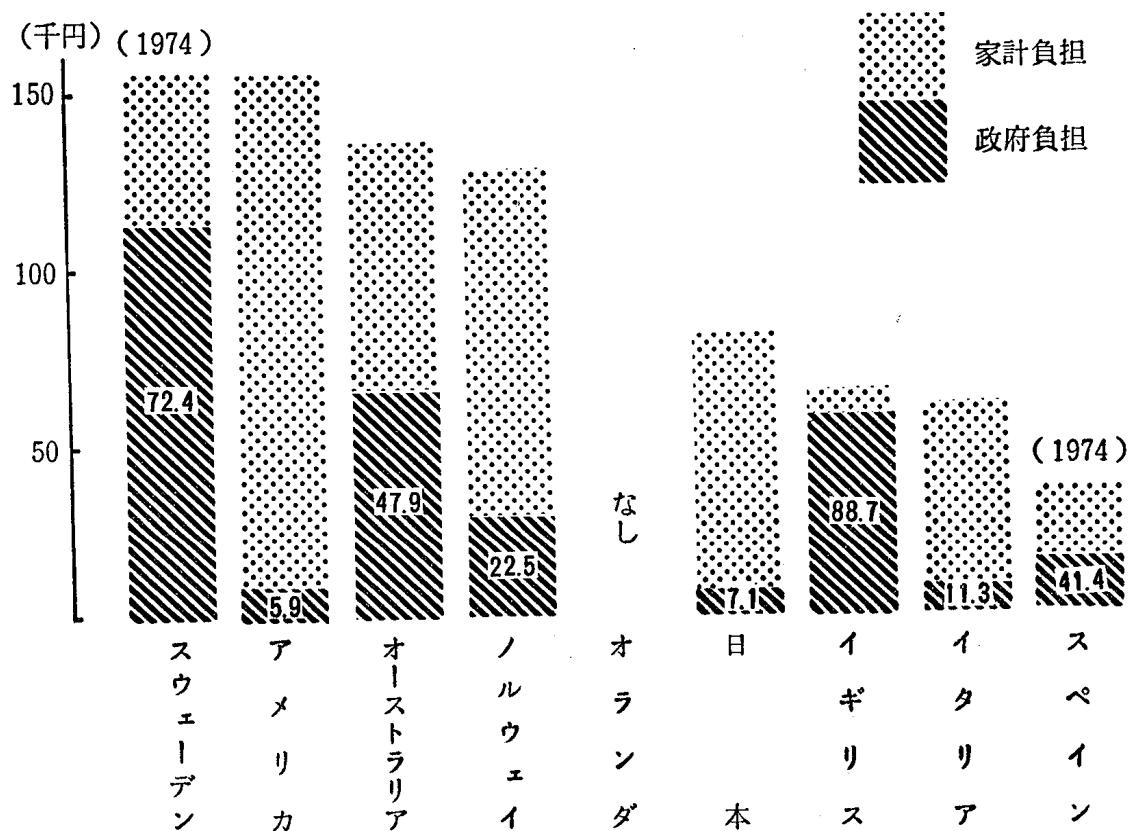
されるのになぜ比較可能性が問題になるのかということで不思議におもわれるかもしれないが、しかし家計によって同一の財、あるいはサービスの消費がおこなわれたとしても制度上の相異によって標準的な国民経済計算体系(SNA)を用いても家計の消費指標の大きさは相違し、その比較が無意味となってくる場合があるのである。

たとえば医療サービスについてみると、そのサービスの提供にかんして政府支出(医師の公務員化のごとく政府からの賃金支払い等で、社会保険への拠出ではない)によっておこなわれた場合、SNAではだれが支出をおこなったかによって取引が記録されるので、その場合には政府消費支出として計上される。<sup>8)</sup>同じ医療サービスの提供に対して家計が支払う場合、SNAでは取引者支出原則によって記録されるので家計消費支出となる。(被保険者本人の負担はゼロであるが、SNAでは社会保険基金からの支払額が家計消費支出として帰属計算される)このように医療制度が国営化されているか民営化であるかによって同一医療サービスの消費が家計によっておこなわれたとしても、消費指標でみるとかぎり前者の場合、家計消費支出はゼロ、後者の場合、家計消費支出はある一定の大きさをとるというぐあいで家計消費支出の比較が無意味となってくるのである。それに対しTCP指標であれば家計消費分と家計以外の部門による財、サービス消費の家計消費追加分を、つまり家計の消費支出ではなく家計の消費の大きさを考慮しているので、たとえば医療サービスの場合、国営、民営の制度のいかんにかかわらず同一医療サービスの消費に対してTCP指標のあたいは同じ大きさをとるので、制度上の相異が生じる国際比較においてTCP指標は有効である。

たとえば、つぎの図1にみられるように日本とイギリスの1人当たり医療費、つまり医療サービスの消費量はほとんどかわらないのに、家計消費支出でみ

8) SNAの方法論では記録の取引者支出原則の例外ということになるが、政府支出によって提供される医療サービスに対して家計が医療サービス提供主体を選択できるか否かによって、すなわち選択できる場合は家計消費支出に、選択できない場合は政府消費支出のなかに含まれるということになっている。(参考文献[7]、邦訳pp. 163—164。)

図1 1人当たり医療費の国際比較 (1975年)



(注) •一人当たり国民可処所得(1975年)の順に並べてある。  
 •数字は政府負担の比率を示す。  
 •オーストラリア、日本は会計年度値である。

出所)『ESP』No. 77 (新 SNA 特集), 1978, p. 61。

ると日本の方が医療サービス消費が大きいということになり、その指標、つまり家計消費支出で国際比較することが認識を誤らしめるということが理解されよう。

つぎに資本主義国と社会主義国の消費指標の比較可能性について検討しよう。<sup>9)</sup> 資本主義国の家計部門のマクロ消費指標として「家計消費支出」があげられるのに対し、社会主義国のそれに対応する指標としては「個人消費」があるが、この両者の指標には差異があるが、それは資本主義国には持家の住宅サービスとしての帰属家賃を含むが社会主義国の場合には含まないという

9) 資本主義国と社会主義国のそれぞれの消費指標の定義はつぎの文献による。参考文献 [10], p. xix~xx, p. xxxiii.

ような細部の点をのぞけば、購入形態として市場での購入以外に、両者とも現物給与による消費、自家生産物による消費分を含めているということで共通しているからサービス（とくに非物的サービス、社会主義国の場合、修理サービスのような物的サービスは再分配支出ではなく消費に含まれる）消費の大きさを含むか含まないかの差である。それゆえ、これら両者の指標を直接、比較することは範囲を異にするので無意味である。

さらに資本主義国のマクロ消費指標として「家計消費支出」のほかに「民間消費支出」があるが、これに対応するのは家計部門以外の消費をも含めているということで、それに対応する社会主義国の消費指標は「住民の消費」である。「民間消費支出」はさきの「家計消費支出」以外に、私立学校等の家計に奉仕する民間非営利団体の生産したサービスの自己消費額である「民間非営利団体消費支出」との合計であり、基本的には財、サービスの消費支出を問題にするということで「家計消費支出」と変りがないが、ただ家計部門以外に民間非営利団体の消費が加わっただけである。

これに準ずる社会主義国の消費指標である「住民の消費」はさきの「個人消費」に非物的分野の2分されるその一つである「住民に奉仕する非物的分野諸部門」の物的消費（物的サービスを含む）からなっている。そして「住民に奉仕する非物的分野の諸部門」といわれるのはつきのような部門である。<sup>10)</sup>  
 (イ)住宅提供・地域サービス・公益業務、(ロ)教育・文化・芸術、(ハ)保健サービス・社会保障・スポーツ。

この「民間消費支出」と「住民の消費」との差異は、さきの家計部門についての消費指標の比較と同様にサービスを消費として含めるかどうかであるが、それ以外に国連の『国民勘定年鑑』が指摘するように<sup>11)</sup>「民間消費支出」が家計部門以外に民間非営利団体の消費、つまり民間非営利団体によって無償で提供されたサービス（すなわち物的消費を含む中間消費額と賃金部分の合計によ

10) 参考文献[4]、邦訳『社会労働研究』第23巻第3・4号、pp. 7—8。

11) 参考文献[10]、p. xxxiii.

って評価される)が含まれるのに対し、「住民の消費」は家計部門以外に「住民に奉仕する非物的分野諸部門」の企業ならびに政府の物的消費額が含まれるのである。だから、簡単にいえば、「住民の消費」は家計に無償で提供されるサービスの主体として「民間消費支出」の民間非営利団体のほかに政府、企業その他団体の「住宅提供・地域サービス・公益業務」、「教育・文化・芸術」、「保健サービス・社会保障・スポーツ」の部門が加わっているのである。その相違をもっと特徴的にいえば、資本主義国のマクロ消費指標は社会主義国のそれよりも財貨以外にサービスを含むがゆえに包括的であるが、家計部門以外の無償サービスの点では限定的であるということになろう。

以上のように資本主義国の消費指標と社会主義国のそれは基本的にサービスを含むか含まないか、あるいは住民に無償で提供するサービスの範囲が相違するので比較が困難である。それに対し、TCP 指標は財、サービスの両者を含み、家計以外による家計消費追加分の提供主体として包括的に政府、民間非営利団体、企業の住民の経済的福祉に寄与するサービスを含めているのである。それゆえ、財、サービスについて、および住民の経済的福祉に寄与する主体についていずれについても包括的な TCP 指標が消費指標の内容を同一にし、よって資本主義国と社会主義国の国際比較を可能にするのがわかるであろう。

### III TCP 指標の推計方法とその問題点

TCP 指標の意義については前節でのべたので、ここではそれをいかに数量化するかという TCP 指標の推計方法論、あるいは算定方法論を検討してみたいとおもう。

TCP の定義を図表化したところでみたように、TCP は家計が自己の所得から消費をおこなった部分、すなわち家計消費支出と家計以外の政府、民間非営利団体、企業によって消費支出されたもののうちで家計消費の追加分となるものからなっていた。そこで、ここでは TCP に固有の消費部分として、

まず後者の部分の推計方法から検討をはじめよう。すなわち、政府、民間非営利団体、企業の各部門の消費支出のうちで家計消費への追加分とみなしうる支出はどのようなものであるか？

まず政府消費支出からみていこう。一般的に所得の再分配、景気調整以外に政府の役割として公共サービスの提供があげられる。政府は外交、防衛、あるいは教育、保健、福祉等々のさまざまな公共サービスの提供のために財政支出をおこなっている。このような公共サービスのうちどのような公共サービスへの政府消費支出が、つまり生産された公共サービスの自己消費額、あるいは無償給与分である政府消費支出が TCP に含まれるであろうか。

TCP への算入をめぐって公共サービスを区分する基準として、(イ)消費の個別性、あるいは個人への割当可能性、(ロ)公共財と私的財の区分による方法が指摘されている。

(イ)消費の個別性、あるいは個人への割当可能性基準<sup>12)</sup>であるが、これは公共サービスの便益を個々人に割り当てることができるかどうかによって TCP への算入、不算入を決めるやり方である。たしかにこの基準によれば個人に直接的に便益をおよぼさない純粋公共財に属する外交、防衛、行政サービス等は TCP から除外しうるが、今度はその基準が逆に個々人に便益をもたらすものに向けるとき、その切れ味というか有効性は半減してしまう。すなわち、個々人に便益をもたらす公共サービスは医療（保健）サービスをのぞけば、公園レクリエーションサービス、福祉サービス、教育サービス等のように集合的に消費されるがゆえに、公共サービスの便益を個々人に割り当てるができるかどうかについて断定することはむつかしいであろう。それゆえ、その基準でもって TCP の算入、不算入を確定することが困難である。

(ロ)公共経済学での概念である公共財と私的財の区別を援用して、私的財の場合には TCP に算入し、公共財の場合には TCP に含めないという方法。<sup>13)</sup>

12) 参考文献[9]、邦訳『季刊国民経済計算』No. 62, p. 36。

13) 参考文献[3], pp. 27—28。

説明によれば TCPに算入する私的財の定義をつきのように述べている、「原則的に個々人に販売され、いかなる他の個人に生ずる便益なしに消費されうる」,<sup>14)</sup> また TCP に算入しない公共財の定義をつきのようにおこなっている、「他人にこぼれ落ちる便益なしに個人によって消費されない財であり、その利用を支払わない人からさしひかえることができない財」<sup>15)</sup> 以上からこの私的財、公共財の定義は2つの観点から、すなわちひとつは個々人の消費が他人の消費をさまたげるかどうか、もうひとつは財の利用を排他的に利用できるかどうかによって区別していることがわかる。

それではこの定義によってさまざまの公共サービスはどの財に位置づけられるであろうか。外交、防衛、行政サービス等はそのサービスの消費について他人の消費をさまたげないし、その財の排他的利用が可能でないので公共財とかんがえられる。それゆえ TCP に算入しない。医療サービスはどうか、それは「原則的に個々人に販売され、いかなる他の個人に生ずる便益なしに消費されうる」ので私的財となり TCP に算入される。それでは教育、福祉サービス、レクリエーションサービスはどうか、これらのサービスは集合的に消費されるので「他人にこぼれ落ちる便益なしに個人によって消費されない」<sup>16)</sup> のであり、もし「その利用を支払ない人からさしひかえることができない」<sup>17)</sup> すなわち無料であれば公共財となり TCP に算入しない、しかし有料であれば私的財、公共財のどちらの定義にもあてはまらないので、TCPに算入するかしないかは宙にういたまとなる。それゆえ、この方法も TCP の算入、不算入の基準としては有効でない。

以上のように、公共サービスのうちで何を TCP に含めるかということを一義的に決定できる基準はないようである。このような事態に対し、L・ドレックスラーが指摘するように最近では政府の目的別分類を利用して、個々

14) 同上, p. 27.

15) 同上, p. 27.

16) 同上, p. 27.

17) 同上, p. 27.

の項目ごとに TCP に算入すべきかを、個人の経済的福祉に直接、貢献するかどうかという観点から逐一検討するという便宜的方法がとられている。その場合にヨーロッパ統計家会議をはじめほぼ共通して TCP に算入される政府支出は、つきのような目的にむけられた政府最終消費支出である。SNA の目的別分類でいえば「3. 2 学校、大学および他の教育施設」、「3. 3（教育に関する）補助的サービス」、「4. 2 病院および診療所」、「4. 3 対個人保健サービス」、「5. 2 福祉サービス」、「6. 1 住宅」、「7. 1 レクリエーションおよび関連文化サービス」である。<sup>18)</sup>

表1 政府の目的分類

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 一般公共サービス        | 7. その他の公共および社会サービス        |
| 1.1 一般行政           | 7.1 レクリエーションおよび関連文化サービス   |
| 1.2 外務機関           | 7.2 宗教および他に分類されないサービス     |
| 1.3 公的秩序および安全      | 8. 経済的サービス                |
| 1.4 一般調査           | 8.1 一般行政、規制および調査          |
| 2. 防衛              | 8.2 農業、林業、漁業および狩猟業        |
| 3. 教育              | 8.3 鉱業、製造業、および建設業         |
| 3.1 一般行政、規制および調査   | 8.4 電気、ガス、蒸気および水道業        |
| 3.2 学校、大学および他の教育施設 | 8.5 道路                    |
| 3.3 補助的サービス        | 8.6 内国および沿岸水路             |
| 4. 保健              | 8.7 その他の運輸および通信           |
| 4.1 一般行政、規制および調査   | 8.8 その他の経済サービス            |
| 4.2 病院および診療所       | 9. その他の目的                 |
| 4.3 対個人保健サービス      | 9.1 公債管理                  |
| 5. 社会保障および福祉サービス   | 9.2 他の政府部門へ対する特定目的をもたない移転 |
| 5.1 社会保障および社会援助    | 9.3 天災およびその他の災害に関連した支出    |
| 5.2 福祉サービス         | 9.4 他に分類されない支出            |
| 6. 住宅および地域社会       |                           |
| 6.1 住宅             |                           |
| 6.2 地域社会           |                           |
| 6.3 衛生サービス         |                           |

(出所) 参考文献〔7〕, 邦訳 pp. 142—145。

18) 参考文献〔1〕, 邦訳『国民経済バランス (MPS) と国民経済勘定体系(SNA)』, pp. 36—37。

国連の TCP に関するテクニカル・レポートでも政府支出で何を TCP に含めるかという境界線を正確にひけない事態に対し、同じく政府の目的別分類を利用して TCP 指標の 3 つの代替案を提示している。第 1 案は家計消費支出に政府支出のうち教育 (SNA の政府目的分類の 3. 教育に対応) および医療 (SNA の政府目的分類の 4. 保健に対応) にむけられた政府消費支出からなっている。第 2 案は、第 1 案に SNA の目的分類 5 に対応する福祉サービス、および同じく目的分類 6 住宅および地域活動にむけられた政府最終消費支出からなり、最後の第 3 案は第 2 案にレクリエーションサービス等である目的分類 7 その他の地域的・社会的サービスを加えた TCP 指標からなっているのである。<sup>19)</sup>

便易的方法で出発した場合、共通しているのは政府の目的別分類のうち、3. 教育、4. 保健、5. 社会保障および福祉サービス、6. 住宅および地域社会、7. その他の公共および社会サービスの目的にむけられた政府消費支出を TCP に含めるということである。ただヨーロッパ統計家会議のとった方法のように政府目的分類の 3. 教育から 7. その他の公共および社会サービスのうち、教育にかんする「3. 1 一般行政、規制および調査」および保健にかんする「4. 1 一般行政、規制および調査」のよう行政費用の部分、「5. 1 社会保障および社会援助」の現物給付ではなく現金給付部分（年金等の社会保障基金からの移転所得の部分）を除去しなければならない。つまり国連の TCP にかんするテクニカルレポートが指摘するように政府目的別分類の 3. 教育から 7. その他の公共および社会サービスにむけられた政府の投資支出を除く経常支出すべてが TCP に算入されるのではなくて、移転所得である現金給付をのぞいた現物給付と公共サービスからなる政府消費支出部分に限定すべきである。その理由は、現金給付は移転所得としてそこから家計消費支出にむけられるので、現金給付を計上すると TCP 指標は二重計算をおかすことになるからである。<sup>20)</sup> ただ政府からの同じ現金給付であるが、移転所

19) 参考文献[2], p. 6.

20) 同上, pp. 8—9.

得として個人ではなく、企業等に補助金が出され、それによってその企業の財、サービスが家計にコスト以下で提供されるといった場合、そのような政府の補助金は TCP に含まれるのである。たとえば住宅事業、交通事業に対する補助金が相当する。<sup>21)</sup>

つぎに民間非営利団体の支出のうちで TCP に算入されるものは何か。民間非営利団体、たとえば私立学校、私立の福祉施設のように政府同様、公共サービスを提供しているが、民間非営利団体は民間の任意団体で、会費、補助金、寄付等を資金源としているところが政府とことなる点である。政府の目的別分類によって TCP に算入すべき政府サービスを検討したのと同様に、ここでも便宜的な方法によって、すなわち SNA で紹介されている民間非営利団体の目的別分類をもちいて 2. 教育、3. 医療およびその他の保健サービス、4. 福祉サービス、5. レクリエーションおよび関連文化サービスが TCP に算入される項目としてあげられる。<sup>22)</sup> それゆえ、これらの目的にもちいられた民間非営利団体の経常支出（現金給付である移転支出は除く）が TCP に算入される。

表2 民間非営利団体（対家計）の目的分類

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 調査および科学研究機関      | サービス             |
| 2 教育               | 宗教団体             |
| 3 医療およびその他の保健サービス  | 職業および労働組合および市民団体 |
| 4 福祉サービス           | その他の目的           |
| 5 レクリエーションおよび関連文化サ |                  |

(出所) 参考文献〔7〕, 邦訳 p. 145.

つづいて家計部門以外の支出で家計消費の追加分として企業の経常支出について検討しよう。

企業は経常的生産活動をおこなうにあたって原材料取得等の中間消費（生産的消費）のために費用を投下するし、また労働者に対する現金、あるいは

21) 同上, p. 9.

22) 同上, pp. 10—11.

現物形態で賃金費用を支出する。最終消費の面からいえば賃金、あるいは所得（雇用者所得）によって財、サービスに対する消費支出がおこなわれるのであるが、ところが中間消費ということによって実際には最終消費に出てこないが、中間消費のなかにはスポーツ、レクリエーション等の従業員に対する福祉支出等が含まれており、TCP の算定をおこなう場合にはこれら中間消費のうち個人の経済的福祉に直接寄与するとおもわれる従業員のための福祉支出を加えなければならない。それゆえ、国連の TCP にかんするテクニカルレポートは雇用者所得に含まれない、すなわち現物給与とはみなせないが、それに準ずる、つまり TCP に算入すべきと考えられる中間消費形態の従業員福祉サービスとして以下の 3 種類を呈示している。<sup>23)</sup> (i)従業員とその家族のための医療、教育、文化、スポーツ、その他のレクリエーションにかかる費用、(ii)従業員に提供された食料費、(iii)従業員の住宅のための費用。

企業の経常支出の中で TCP に算入されるのは、従業員に対する福祉支出だけではなく、従業員でないが公衆に対する広告費をつうじての娯楽等のマスメディアサービスがある。<sup>24)</sup> とくに、これを考慮することは国際比較のうえでも重要である。すなわちテレビ、ラジオをつうじて同じマスメディアサービスをうけても企業の広告費によって提供されるか、国営テレビで料金制度をとっており、その場合個人が支払うか、あるいは税金によって運営されているかによって消費指標の大きさがことなってくるからである。企業の広告費であれば中間消費として処理され、だから最終消費にあらわれてこない。料金制度の場合は個人消費支出として、税金の場合は政府消費支出として計上される。同じサービスを享受したにもかかわらずこれでは比較をおこなったとしても同等の消費結果が出てこない。家計以外の支出による家計消費の追加分を含む TCP 指標をもちいれば、マスメディアサービス提供の負担がいずれであっても捕捉されるので差異は出てこない。

23) 同上, p. 10.

24) 同上, p. 10.

TCP の特徴は家計以外の部門による家計消費の追加分をとらえることにあるので、これまで政府、民間非営利団体、企業の各部門の支出による現物給付的形態をとる財、サービスにかんする家計消費への追加分を考察

表3 TCP にかんする源泉別および財・サービス別クロス分類表

| 源泉主体<br>財・サービス             | 家計 | 政府 | 民間非<br>営利団体 | 企 業 | 計   |
|----------------------------|----|----|-------------|-----|-----|
| I 食料、飲料、たばこ                | ●  | ●  | ●           | ●   |     |
| II 衣服およびはき物                | ●  |    |             |     |     |
| III 住宅                     | ●  | ●  |             | ●   |     |
| IV 光熱費                     | ●  |    |             |     |     |
| V 家具、装飾品、家庭器具および家庭雑費       | ●  |    |             |     |     |
| VI 身の回り品                   | ●  |    |             |     |     |
| VII 医療、保健費                 | ●  | ●  | ●           | ●   |     |
| VIII 輸送および通信               | ●  | ●  |             |     |     |
| IX 教育、文化、娯楽およびレクリエーションサービス | ●  | ●  | ●           | ●   |     |
| X その他の財・サービス等              | ●  | ●  | ●           | ●   |     |
| 計                          |    |    |             |     | TCP |

注) このクロス分類表についての説明は本文参照。

出所) 参考文献 [2], p. 16の表を圧縮して若干の加工をくわえた。

してきた。しかしながら TCP には従来の消費指標、つまり家計の所得から支出・購入される消費部分（「家計消費支出」）も当然含まれているのである。ただし、家計の所得からの消費部分は購入されるもの以外に、(イ)自家生産からの消費、つまり、たとえば農家が市場から購入するのではなく自己の生産した農産物の消費量であり、(ロ)所得として現物形態でうけとったものの消費が含まれることに注意しなければならない。<sup>25)</sup>

以上のことにつきまして我々はまとめとして TCP の内容をつぎのような表 3 の斜線部でもって示すことができる。

この表は縦列に家計、政府、民間非営利団体、企業を配置し、横行には SNA で採用されている「家計の財貨・サービス分類」<sup>26)</sup> が配列されている。それゆえ、この表は家計部門以外の政府、民間非営利団体、企業の経常支出のうち家計消費への追加分を具体的に示すことができるようになっている。ただこまかいことをいえば SNA の「家計の財貨・サービス分類」とは基本的には同じであるが若干となる部分がある。つまり「X. その他の財・サービス等々」には福祉サービス（老人ホーム、児童福祉施設等での）が含まれることになっているし、「VI. 身のまわり品」は「家計の財貨・サービス分類」の「8. その他の財貨・サービス」の一部分であるし、「III. 住宅」、「IV. 水道、ガス、電気」は「家計の財貨・サービス分類」の「3. 総家賃および光熱費」が分割されたものである。それゆえ、この表の財・サービス分類は SNA の「家計の財貨・サービス分類」に「X. その他のサービス等」として福祉サービスがつけ加わっただけであるとかんがえてよい。

TCP 指標に含まれるとして斜線部分で示されているもののなかで注意し

25) 同上, p. 11.

26) SNA で採用されている家計消費の目的別分類である「家計の財貨・サービス分類」の大分類項目はつきのごとくである。1. 食料、飲料および煙草, 2. 衣服およびはき物  
3. 総家賃および光熱費, 4. 家具、装備品、家庭器具および家計雑費, 5. 医療、保健費, 6. 輸送および通信, 7. レクリエーション、娯楽、教育および文化サービス, 8. その他の財貨サービス。(参考文献[7], 邦訳pp. 168—172.)

なければならないのは「I. 食料、飲料、たばこ」の部分だけである。というのは「IX. 教育、文化、リクレーション、娯楽、スポーツ」、「VII. 医療」、「X. その他の財、サービス等」は、これまでに説明した政府、民間非営利団体の目的別分類の教育、医療、社会福祉、リクレーションに相当するし、「III. 住宅」と「VIII. 輸送と通信」の政府支出部分は政府補助金による TCP 算入部分と考えられている箇所であり、企業支出については、とくに従業員福祉支出の内容から図のとおりの斜線部分となるのが自明であるからである。ただ「I. 食料、飲料、たばこ」には政府、民間非営利団体の教育、医療、社会福祉の目的にむけられた支出として含まれている学校給食、病院給食、福祉施設での給食が該当するのである。それゆえ、支出項目が分割計上されたにすぎないので TCP は目的別分類の教育、保健、社会福祉、住宅、リクリエーションの合計であるということに変りはない。

#### IV 日本の TCP の試算値

前節最後の TCP にかんする源泉主体別と財・サービス別のクロス分類表を参考に日本の TCP の推計をおこなうことにしよう。基本的には家計消費と家計以外のセクター、すなわち政府、民間非営利団体、企業それぞれの家計消費追加分を合計するという方法でおこなう。それゆえ、またクロス分類表の縦列の斜線の部分を合計するという作業からはじまる。

クロス分類表の第 1 列は家計部門の消費支出を財、サービス別に示しているが、これに関連するデータとしては『国民経済計算年報』の「家計の最終消費支出の構成（目的別）」<sup>27)</sup>を利用することができる。ただし目的別の家計消費支出のデータがえられるのは地理的空間としての国内概念のそれであり、居住者をベースとする国民概念の目的別家計消費についてのデータはえられない。また TCP にかんするクロス分類表の財・サービス分類は、さきにものべたように SNA の「家計の財貨・サービス分類」に若干変更がくわえら

27) 参考文献[11], pp. 186—187。

れているので目的別分類のデータがえられたとしてもそのままだちにクロス分類表の斜線部分をうめることができないマス目がある。それゆえここでは第1列の合計欄に国民概念の家計消費支出の大きさを『国民経済計算年報』から抽出して計上した。なお、『国民経済計算年報』の家計消費支出には支出・購入した財貨、サービスに農産物のような自己消費分や現物給与による消費支出分も含まれているので『国見経済計算年報』のデータに追加計上する必要はない。

つぎに第2列の政府部门のTCP算入分であるが、政府サービスのうち家計消費の追加分とみなされるのは、すでにみたごとく、つぎのような目的をもった政府サービスである、すなわち教育、保健、福祉サービス、およびレクリエーション等の「その他の地域社会サービス」である。ところが政府サービスは一般に市場で取引されないということで、その評価はコストの積みあげ計算である。だから上記目的のために投下された経常支出の合計が、すなわち教育サービスであれば教育サービスに政府によって投下された経常支出の合計が家計消費への追加分となる。ただし、そこには政府によって家計に販売した、逆に家計が消費支出した額も含んでいるのでその額をひいたものでなければならない。政府のサービス生産額から家計に販売した額をひいた大きさを政府消費支出というので我々は目的別の政府消費支出のデータをえれば解決することになる。それは『国民経済計算年報』の「政府の目的別最終消費支出」によってえられる。<sup>28)</sup> ただし、直接えられるのはクロス分類表の「VII. 医療」、「X. その他の財、サービス等」にすぎない。「IX. 教育、文化、レクリエーション、娯楽、スポーツ」は「教育」と「その他の地域社会サービス」を加えれば問題はないが、「I. 食料、飲料、たばこ」については、これは学校給食、病院での給食、福祉施設等での給食に関するものであるが、目的別分類の説明からわかるとおり「教育」、「保健」、「社会保障」、

---

28) 参考文献[11], pp. 244—246。

福祉サービス」に含まれているので、その大きさはわからない。また、「III. 住宅」、「VII. 輸送、通信」は市場価格の低下を意図する補助金支出であるが、これらも目的別分類の説明からわかるとおり「住宅、地域開発」、「経済サービス」の一部分であるので計上することはできない。それゆえ『国民経済計算年報』の「政府の目的別最終消費支出」の「教育」、「保健」、「社会保障、福祉サービス」、「住宅、地域開発」、「その他の地域社会サービス」の「最終消費支出」の合計額をもって政府部门の家計消費追加分とした。ただこの数字をよむ場合には、目的別分類の説明からわかるとおり「教育」、「保健」には家計消費の追加分とはみなせない行政費用部分、「3. 1 一般行政・規制・調査」、「4. 1 一般行政・規制・調査」が含まれておるので過大評価の数字としてよまなければならない。

**表4 「政府の目的分類」の分類項目（とくに、「3 教育」、「4 保健」、「5 社会保障および福祉サービス」、「6 住宅および地域社会」、「7 その他の公共および社会サービス」、「8 経済的サービス」）の内容**

### 3. 教育

#### 3.1 一般行政、規制および調査

教育を取扱う省あるいは中央部局の行政；学校制度、上級教育および成人教育および他の諸教育活動の機関の一般的規制および振興；すべての種類の教育の内容、機関、行政および方法の調査に関する支出。

#### 3.2 学校、大学および他の教育施設

小学校、中学校、単科大学、総合大学、技術訓練研究所、保護不要の盲啞者の為の学校、成人教育機関の設置、運営、検査および援助；奨学資金の支給；教育および訓練目的の為の対個人貸付および類似の援助。

#### 3.3 補助的サービス

学童の輸送、学校給食、学校におい

て供給される医科、歯科サービス、および学校への出席を促進し進めるための他の補助サービス。

### 4. 保健

#### 4.1 一般行政、規制および調査

保健を取扱う各省庁および類似の政府部门；病院、医科歯科診療所、医師、歯科医、看護婦および産婆、保健および衛生に関する規制；国民保健制度、国民医療保険制度の管理；医療、歯科および保険調査に関する支出および援助；および人口動態統計、伝染病等に関する統計の収集。

#### 4.2 病院および診療所

病院および類似の機関（精神病院および精神病者の保護施設を含む）；医療、歯科診療所および類似の施設の支

出；および病院および診療保護，国民保健制度および医療保健制度に関する支出。

#### 4.3 対個人保健サービス

病院および診療所以外での医療，歯科，および助産のサービス；医薬品，医療具の供給；予防注射，種痘および類似の分野活動；および開業医，開業歯科医等のサービスおよび国民保健制度および医療保険制度の医薬品，器具に関する支出

### 5. 社会保障および福祉サービス

#### 5.1 社会保障および社会援助

失業給付金，老令年金，事故給付金，傷害給付金，病気給付金および所得の減損に対する補償の為の他の給付金とその管理；家族手当，後見人手当，未亡人手当；公共救済金，退役軍人手当等に関する支出。

#### 5.2 福祉サービス

児童福祉サービスおよび機関；老人，身体障害者，盲人等のホーム，世話；家族福祉機関およびサービス；および他の特殊福祉機関および団体。

### 6. 住宅および地域社会

#### 6.1 住宅

住宅に関する行政，基準の規制，活動および供給の促進；住宅に関連した調査，補助金および資本的支出。

住宅の供給，補助あるいは援助および関連したスラム街撤去活動のための支出；および住宅抵当金融に從事する政府部門の経営費，専ら政府が発行する負債。

#### 6.2 地域社会

都市および地方計画およびこれらの活動の促進助成に従事する機関；都市および地方の改良および公共施設の促進，助成；および地域社会開発に関連した調査。

#### 6.3 衛生サービス

廃物，ごみの収集，処理，下水設備および排水システムの運営，市街地清掃に関する施設およびサービス，ならびに他の衛生サービス；煤煙，消毒，廃物の処理等に関する規制；公衆浴場および公衆便所；ならびに他に分類されないその他の衛生活動。

### 7. その他の公共および社会サービス

#### 7.1 レクリエーションおよび関連文化サービス

公園，競技場，運動場，海水浴場，水泳プール，キャンプ場，ホテルおよび商業ベースで運営されない他の宿泊所のような施設の提供および維持；植物園および動物園；図書館，博物館および類似の機関；劇場，オーケストラおよび芸術グループ，レクリエーションおよび文化サービスに従事する非営利団体に対する助成金を含む。

#### 7.2 宗教および他に分類されないサービス

宗教目的のための支出および宗教団体に対する寄付金；友愛団体，市民団体，青少年および社会的団体に対する寄付金

### 8. 経済的サービス

#### 8.1 一般行政，規制および調査

経済、商業および労働の一般行政に関する各省および中央部局；企業の一般的規制および登記；特定の産業に属さない工芸、工学、市場および類似の調査。価格および賃金を統制する機関；労働裁定機関および調停委員会；職業紹介所；工場検査および労働条件の規制；度量衡の規制を取扱う機関；および一般的気象観測および地図作成サービスを含む。特定産業に関連する規制、振興および調査に関する支出は以下の適当なカテゴリーに分類される。

### 8.2 農業、林業、漁業および狩猟業

土地、森林、家畜、漁業資源および野生生物の開発および効果的利用に関する指導サービス、保存、援助および投資。獣医サービスおよび増殖；かんがいおよび排水；荒地の開拓および開拓移住；再植林、森林防火、魚類および野生生物の増殖および保護；公営企業として組織運営されていない農家および農業価格支持組織に対する補助金が含まれる。

### 8.3 鉱業、製造業および建設業

石炭、石油およびその他の天然資源の開発および採掘に関連した促進、規制、調査、投資的援助金、補助金およびその他の援助；製造業；建築および建設業、また地質調査および探鉱調査も含む。

### 8.4 電気、ガス、蒸気および水道業

電気、ガス、蒸気、熱力の生産、伝達および分配に関連した促進、規制、調査、投資的援助金、補助金およびそ

の他の援助；および貯水、集水、浄水および給水。

### 8.5 道路

高速道路、道路、橋およびトンネル、駐車場等の助成、供給、維持および照明に関する行政、調査、投資およびその他の支出。橋、トンネル、駐車場および高速道路に付帯する道具は通常除かれる。

### 8.6 内国および沿岸水路

内国および沿岸水路における航行の為の助成、供給および維持施設に関する行政、調査、投資およびその他の支出；ならびにこれらの施設の利用の規制、運河、河川および湖のしゅんせつ；燈台、ブイおよびその他の航行補助施設；新しい運河の建設；ドック、港湾施設の建設、維持および運営、および沿岸防護費を含む。公営企業と考えられるような組織および運営を行なう運河、港湾等のような施設は除外する。しかしこれらの施設への投資、他の補助金および援助は含まれる。

### 8.7 その他の運輸および通信

鉄道、道路輸送、水路輸送、航空輸送および通信に関する助成、規制、調査、投資援助、補助金およびその他の援助。

### 8.8 その他の経済サービス

商業（貯蔵業、倉庫業および他に分類されないその他の経済活動を含む）に関する助成、規制、調査、投資的交付金、補助金およびその他の援助、多目的治水、かんがい、電力および航行事業を含む。

(出所) 参考文献〔7〕, 邦訳 pp. 143—145。

第3列の民間非営利団体支出の家計消費追加分としては推計方法のところでみたごとく政府部門のやり方に準じてかんがえればよい。すなわち民間非営利団体の目的別分類の「2. 教育」、「3. 医療およびその他の保健サービス」、「4. 福祉サービス」、「5. レクリエーションおよび関連文化サービス」について消費支出額を求めればよい。しかし『国民経済計算年報』では「対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出」が掲載されているが目的別分類はあらく「教育」、「医療」、「その他」に分けられているにすぎない。<sup>29)</sup> 「その他」を分割することができないので、ここでは「教育」、「医療」の合計を民間非営利団体の家計消費追加分とした。

最後に第4列の企業経常支出の家計消費追加分であるが、現物給与の部分はすでにのべたごとく家計消費支出に入っているので問題外であるが、問題は従業員福祉費として中間消費としてみなされているものである。この部分は中間消費にかんするので国民所得統計ではなく産業連関表に依拠しなければならない。とくに企業消費をあらわしているとされている産業連関表の家計外消費支出のデータに依拠しなければならない。しかし、この「家計外消費支出」は「福利厚生費」、出張費のうちの「宿泊・日当」分、「交際費」からなり、従業員福祉として考えられるのは「交際費」をのぞいた「福利厚生費」と出張費のうちの「宿泊・日当」分である。そこで「家計外消費支出」を推計するもとになった『法人企業間接費調査集計結果報告』を利用してできるだけ従業員福祉に関連する費用のみを算出することにしよう。『法人企業間接費調査集計結果報告』の「総括表」<sup>30)</sup>には「3. 厚生費等」、「4. 減価償却費」、「5. 修繕費」、「6. 租税公課」、「7. 動産不動産賃借料」、「8. その他の営業経費」について、実額ではなく売上高の比率のかたちで数字がでている。ここでは従業員福祉のための企業支出として「3. 厚生費等」と、出

29) 参考文献[11], pp. 214—216。

30) 参考文献[12], p. 13。なお、『法人企業間接費調査』について吟味・検討をおこなった文献としてつぎのものがある。中村浩、「経済企画庁『法人企業間接費調査』について」、『統計学』第33号、1977。

表5 法人企業間接費調査結果の総括表

| 項目                            | 総数          | 項目                         | 総数      |
|-------------------------------|-------------|----------------------------|---------|
| 資本金                           | 4,651       | 804 消耗品・備品費                | 3,164   |
| 売上高                           | 146,974,478 | 805 販売諸掛                   | 21,827  |
| 1 役員給料・手当                     | 1,475       | 8051 運賃                    | 10,233  |
| 2 従業員給料・手当                    | 84,592      | 8052 こん包費                  | 1,940   |
| 3 厚生費等                        | 4,469       | 8053 その他の販売諸掛              | 9,654   |
| 301 福利施設負担額                   | 299         | 806 外注加工費                  | 38,649  |
| 302 厚生費                       | 2,233       | 807 交際・接待費                 | 1,876   |
| 3021 飲食費                      | 312         | 8071 飲食店への支払               | 1,199   |
| 3022 保健・衛生費                   | 537         | 8072 遊興娯楽施設への支払            | 337     |
| 3023 娯楽・スポーツ関係費               | 376         | 8073 贈答品購入費                | 340     |
| 3024 社宅・寮の維持管理費・修繕費・減価償却費・賃借料 | 643         | 808 旅費・交通費                 | 3,114   |
| 3025 民間アパートの借上料               | 218         | 8081 日当・宿泊費                | 1,284   |
| 3026 慶弔・見舞金                   | 147         | 8082 交通費                   | 1,830   |
| 303 現物給与見積額                   | 184         | 809 広告・宣伝費                 | 4,463   |
| 304 通勤交通費支払額                  | 1,117       | 8091 広告・宣伝費                | 3,538   |
| 305 その他                       | 636         | 8092 企業自らの広告・宣伝費           | 925     |
| 4 減価償却費                       | 20,302      | 810 通信費                    | 1,552   |
| 5 修繕費                         | 8,654       | 8101 郵便料                   | 308     |
| 501 機械修繕費                     | 5,672       | 8102 国内電信・電話料              | 1,046   |
| 502 建物修繕費                     | 880         | 8103 国際電信・電話料              | 198     |
| 503 その他構築物修繕費                 | 2,102       | 811 寄付金・分担金                | 404     |
| 6 租税・公課                       | 6,384       | 8111 対個人サービスを本旨とする民間非営利団体  | 160     |
| 601 租税                        | 6,107       | 8112 対事業所サービスを本旨とする民間非営利団体 | 244     |
| 602 公課(国・地方公共団体への手数料)         | 277         | 812 試験研究費                  | 2,840   |
| 7 動産・不動産賃借料                   | 7,139       | 8121 自社試験研究費               | 2,243   |
| 701 動産賃借料                     | 2,164       | 8122 委託試験研究費               | 597     |
| 7011 電子計算機・同付属機器賃借料           | 1,098       | 81221 人文科学研究機関             | 215     |
| 7012 機械賃借料                    | 653         | 81222 自然科学研究機関             | 382     |
| 7013 その他の動産賃借料                | 413         | 813 教育養成費                  | 445     |
| 702 不動産賃借料                    | 4,975       | 8131 自社教育養成費               | 319     |
| 7021 土地賃借料                    | 2,223       | 8132 委託教育養成費               | 126     |
| 7022 建物賃借料                    | 2,753       | 814 各種補償費                  | 326     |
| 8 その他の営業経費                    | 112,726     | 815 対事業所サービスへの費用           | 1,762   |
| 801 その他の営業経費                  | 7,774       | 8151 調査及びデータ処理サービス業        | 429     |
| 802 保険料                       | 1,068       | 8152 情報提供業への支払             | 103     |
| 803 保管料                       | 1,395       | 8153 法務・財務・会計サービス業         | 226     |
|                               |             | 8154 土木・建築サービス業への支払        | 124     |
|                               |             | 8155 建物サービス業への支払           | 482     |
|                               |             | 8156 その他の対事業所サービス業への支払     | 398     |
|                               |             | 816 印刷費                    | 432     |
|                               |             | 817 特許使用料                  | 867     |
|                               |             | 818 その他                    | 20,768  |
|                               |             | 合計                         | 245,741 |

(注) 表のみかたについては脚注31)をみよ。出所) 参考文献[12], p.13。

張旅費のうち食事費等に使われ個人の自由裁量がはたらくとおもわれる日当費部分である「8. その他の営業経費」の「808 旅費交通費」の「8081日当・宿泊費」が該当するであろう。「3. 厚生費等」についても内訳を子細にみると

と「303 現物給与見積額」、および「304 通勤交通費支給額」は現物給与として家計消費支出にすでに含めているので控除する。さらに「3026慶弔・見舞金」も現金給付であり、財、サービスによる家計消費追加分ではないので控除する。それゆえ企業の従業員福祉支出としては「3. 厚生費等」については「301 福利施設負担額」、(「302 厚生費」) のうちの「3021飲食費」、「3022 保健・衛生費」、「3023 娯楽・スポーツ関係費」、「3024 社宅・寮の維持管理費・修繕費・減価償却費・賃借料」、「3025 民間アパートの借上料」、「305その他」と(「808 旅費・交通費」のうちの)「8081日当・宿泊費」が該当する。それではこれらの該当費目がいくらであるかというと、さきにも述べたように「総括表」での数字は実額ではなく売上高の比率としてでいる。<sup>31)</sup> そこでこれら該当費目の比率 0.0299, 0.0312, 0.0537, 0.0376, 0.0643, 0.0218, 0.0636, 0.1284を合計すると0.4305%となり、それに売上高をかけて実額を計算すると約6327億円となる。ところで昭和50年の産業連関表の企業消費としての「家計外消費支出」は67024億円である。それゆえ企業の従業員福祉支出額は「家計外消費支出」の約9.4% ( $6327/67024$ ) ということになる。これは50年についての値であるが、産業連関表は5年おきに結果数字が公表されているので、昭和45年については「家計外消費支出」は31638億円であるので、それに0.094をかけた2974億円が企業の従業員福祉支出ということになる。なお、その他の年度については産業連関表の結果数字がえられないのと45年と50年の数字をもとに、この両年度の間に線型関係を想定して補間、補外法でもとめた(なお、この方法は48年に第1次オイルショックという異常事態が生じたので過去の傾向を想定する補間法は問題ではあるが、中間年次の推計方法として利用せざるを得なかった。)

31)『法人企業間接費調査集計結果報告』の「はしがき」および「本調査結果報告利用上の注意事項」につきののような注記がある。「調査票の集計は、昭和50年産業連関表の61部門、168部門分類に従って分類し、それぞれ売上高に対する各経費項目の割合を100万分比で表示したものである。」また「1. 集計表の数字の読み方については、例えば1475は0.1475%と読む。また、売上高の単位は百万円である。」

表6 日本のTCP

| 年度                     |         | 1970    | 71      | 72      | 73      | 74      |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| T C P                  |         | 42307.5 | 47895.2 | 56072.0 | 67942.3 | 83156.4 |
| 内訳                     | 家計      | 38958.4 | 43970.5 | 51479.3 | 62235.4 | 75653.3 |
|                        | 政府      | 2843.1  | 3364.3  | 3975.8  | 5020.7  | 6937.5  |
|                        | 民間非営利団体 | 208.6   | 195.9   | 185.4   | 187.6   | 224.7   |
|                        | 企業      | 297.4   | 364.5   | 431.5   | 498.6   | 565.6   |
| 家計以外でファイナンスされた消費の比率(%) |         | 8.6     | 8.9     | 8.9     | 9.2     | 9.9     |
| スイス(%)                 |         | 11.4    | 12.2    | 12.6    | 13.5    | 14.6    |
| ハンガリー(%)               |         | —       | —       | —       | —       | —       |

- 注) 1. TCP および内訳数字の内容および求め方は本文参照。  
 2. TCP の内訳数字はそれぞれ名目値(時価表示)である。  
 3. 家計以外でファイナンスされた消費の比率のスイスの数字は民間非営利団体、企業の家計消費追加分を含まない。その値はつきの文献の資料より求めた。  
 J. D. Pasquier, Long-run Series of Household Enlarged Consumption Switzerland 1950—1980, 1983.

なお、企業の経常支出のうちで財、サービスによる家計消費の追加分として従業員にむけられたのではなく一般公衆にむけられたテレビ、ラジオをつうじてのマスメディアサービスがあげられるのであるが、これは前記『法人企業間接費調査集計結果報告』のうち「809 広告・宣伝費」に相当するが子細に内訳項目を検討すると、まずそれは「8091 広告・宣伝費」と「8092 企業自らの広告・宣伝費」からなっているが、「8092 企業自らの広告・宣伝費」はこの調査の定義をみれば「企業自ら企画制作した広告の費用」ということでチラシ等にみられるように商品についての知識を伝達する純粋広告活動とみられるのでこの項目を控除し、「8091 広告・宣伝費」は同じく定義をみると「広告代理業への支払い、テレビ、ラジオ及び新聞、雑誌等媒介体へ直接支払った広告料も含みます」となっている。この項目はテレビ、ラジオへの広告料以外の要素も含んでいるのでマスメディアサービスにむけられた広告

指標の試算値

(単位: 10億円)

| 75      | 76       | 77       | 78       | 79       | 80       | 81       |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 94885.5 | 107065.2 | 117898.9 | 129306.0 | 141363.3 | 152387.2 | 160853.3 |
| 86094.3 | 97381.2  | 107139.9 | 117726.1 | 128712.8 | 138284.8 | 145697.1 |
| 8121.4  | 8982.0   | 9947.0   | 10772.4  | 11739.0  | 13008.2  | 13974.5  |
| 37.1    | 2.2      | 45.2     | - 26.4   | 10.6     | 126.2    | 146.6    |
| 632.7   | 699.8    | 766.8    | 833.9    | 900.9    | 968.0    | 1035.1   |
| 10.2    | 9.9      | 10.0     | 9.8      | 9.8      | 10.2     | 10.4     |
| 15.9    | 16.8     | 16.7     | 17.2     | 17.7     | 17.9     | —        |
| —       | —        | —        | —        | —        | —        | 16.6     |

4. 家計以外でファイナンスされた消費の比率のハンガリーの数字は政府、企業の家計消費追加分についての値である。その値はつきの文献の資料より求めた。

L. Drechsler and P. Horváth, Problems of Treatment of Public Expenditures—The Measurement of Total Consumption in Hungary, 1983.

費だけを把握することはできない。それゆえ、企業の経常支出については、従業員の福祉へむけられた数字だけを計上する。

以上の第1列、第2列、第3列、第4列の合計額、すなわち家計消費分と政府、民間非営利団体、企業の支出分のうちの財、サービスによる家計消費の追加分の合計額を加算すれば TCP 指標の値が算出される。その結果数字は表6のごとくである。なお、我々の推計結果数字の目安として入手可能であったスイスとハンガリーの推計結果をのせておこう。

最後に推計によってえられた TCP にかんする時系列データからつきのようなことがよみとれよう。

まず家計部門以外の支出による現物給付的形態をとる、つまり財、サービスにかんする家計消費の追加分がどれぐらいの大きさを占めるかが興味をひくであろう。そこで家計部門の支出(家計消費支出)に対するその比率をと

ると10%前後であることがわかる。たしかに現行統計（目的別政府消費支出）では政府の目的別分類について大分類についてのデータしかえられないし、その内訳数字は公表されておらないので、たとえば「教育」、「保健」についてはその中に個人の経済的福祉に直接貢献するとはおもわれない教育関係、保健関係の行政費用も含まれているので政府による家計消費への追加分はその分だけ過大評価されている。しかし、民間非営利団体にかんしては現行統計では民間非営利団体の目的別分類にかんする表示が政府のそれよりもあらう大分類項目では「教育」、「医療」、「その他」となっており、「福祉サービス」等が「その他」となってその額がわからぬので欠落し、過少評価されている。また企業の公衆に対するマスメディアをつうずるサービスの提供についてもその値が欠落している。それゆえ家計以外によってまかなわれる財、サービスにかんする家計消費への追加分としては過大評価分と過少評価分が相殺されると仮定して、個人家計の支出・購入額、つまり家計消費支出の約10%が家計部門以外によってまかなわれた個人の経済的福祉に直接、貢献する部分であると推定できる。

個人の経済的福祉に直接寄与する財、サービス支出、つまり消費支出はこれまでみてきたように家計はもちろん、それ以外の部門、つまり政府、民間非営利団体、企業によっておこなわれるが、これら政府、民間非営利団体、企業部門の寄与する割合についてみると90%前後と圧倒的に政府が寄与しており、企業は1割弱の貢献にすぎないし、民間非営利団体の寄与は3～4%であるが、とくに1975年以降は0に等しく微々たるものである。とくに第1次オイルショック後の1974年以降はそれ以前の時期と比べて家計以外でファイナンスされた消費の比率が1ポイント近く上昇したにもかかわらず、民間非営利団体の家計消費への追加分の家計消費支出に対する比率が逆に下っており、企業のそれはあまり変わないので、政府の家計消費への追加分のウエイトはますますたかまり、家計消費への追加分はほとんど政府によるといつても過言ではないという状態をいっそうよめている。

参考文献

- [1] Drechsler László, Népgazdasági mérlegek—Nemzetgazdasági szám-larenszerek, 1977 (邦訳, 『国民経済バランス(MPS)と国民経済勘定体系(SNA)』, 法政大学日本統計研究所, 統計研究参考資料 No. 13, 1982。)
- [2] United Nations Statistical Commission, Total Consumption of the Population: Technical Report (E/CN. 3/512), 1978.
- [3] I. Kravis, Z. Kenessey, A. Heston and R. Summers, A System of International Comparisons of Gross Product and Purchasing Power, 1975.
- [4] United Nations, Basic Principle of the System of Balances of the National Economy, 1971 (邦訳, 盛田常夫・作間逸雄訳「国際連合『国民経済バランス体系の基本原理』」, 法政大学『社会労働研究』, 第23巻第3・4号, 第24巻1・2号, 第24巻3号, 1977。)
- [5] United Nations, Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households, 1977 (邦訳「分布統計ガイドライン一家計の所得・消費・蓄積に関する分布統計一」, 『季刊国民経済計算』No. 47, 1980。)
- [6] United Nations, The feasibility of welfare-oriented measures to complement the national accounts and balances, 1976 (邦訳, 「国民経済計算を補完する福祉測定の可能性」, 『季刊国民経済計算』No. 38, 1977。)
- [7] United Nations, A System of National Accounts, 1968 (邦訳, 経済企画庁国民所得部訳『新国民経済計算の体系—国際連合の新しい国際基準一』, 1974。)
- [8] 経済審議会 NNW 開発委員会編, 『新しい福祉指標 NNW』, 1973。

- [9] Eurostat, The System of National Accounts: Review of Major Issues and Proposals for Future Work and Short-term changes, 1982  
(邦訳、「新SNA体系の新しい動き(I)―OECD国民経済計算専門家会議資料一」,『季刊国民経済計算』No. 62, 1983。)
- [10] United Nations, Yearbook of National Accounts Statistics 1979  
Volume 1, 1980.
- [11] 経済企画庁編,『国民経済計算年報 昭和58年版』,1983。
- [12] 経済企画庁経済研究所,『法人企業間接費調査集計結果報告』,1977。  
(かつら あきまさ・経済学部助教授／1984.5.23 受理)